

奈良県立民俗博物館の収蔵及び展示方法並びに改修計画検討業務について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定しますので、次のとおり公告します。

令和6年6月7日

奈良県知事 山下 真

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

奈良県立民俗博物館の収蔵及び展示方法並びに改修計画検討業務

### (2) 業務目的

今後の奈良県立民俗博物館での収蔵及び展示の方法を検討し、改修計画を策定する。

### (3) 業務の内容及び仕様等

4の(2)により配布する「奈良県立民俗博物館の収蔵及び展示方法並びに改修計画検討業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」に示すところによります。

### (4) 委託料上限額

金8,387,500円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

### (5) 履行期間

契約締結日から令和7年3月28日(金)まで

## 2 参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更正事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (9) 奈良県会計局の所管する競争入札参加資格者名簿の営業種目「Q役務の提供 4 検査・分析・調査業務

③調査分析業務」又は「Q役務の提供 7 諸サービス ⑮その他サービス」に登録されていること。

- (10) 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあつてはその者(支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
  - (11) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
  - (12) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
  - (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
  - (14) (12)及び(13)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
  - (15) 過去10年間(平成26年4月1日～令和6年3月31日)に博物館(※1)における下記業務のいずれか(本業務と同規模(※2)であること。)を元請で受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。
    - ア) 展示設計業務(実物資料や模型を含む展示造形・造作、映像コンテンツ、展示グラフィックや施設設備などを総合的に設計した業務)
    - イ) 展示、収蔵設備又は整備に関する基本構想又は基本計画策定業務(リニューアルを含む)
- ※1 ここていう博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関であり、重要文化財の展示機能及び収蔵機能を有する機関をいう(博物館法第2条第1項に規定する登録博物館、博物館法第31条第1項に規定する博物館相当施設だけでなく、博物館類似施設も含む。)
- ※2 同規模とは1(4)に規定する委託料上限額の100分の70以上のものを示す。
- (16) 本業務を行う期間中、総括責任者、業務責任者、担当者を必ず配置すること。なお、統括責任者と業務責任者は兼務可能とする。

### 3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

### 4 手続等

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問合せ先)  
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県地域創造部 文化財課 総務企画係  
電話番号 0742-27-9864  
FAX 0742-27-5386  
電子メールアドレス bunkaz@office.pref.nara.lg.jp
- (2) 奈良県立民俗博物館の収蔵及び展示方法並びに改修計画検討業務委託事業者募集要項(以下「募集要項」という。)及び仕様書の交付方法  
公告の日から7月16日(火)までの間に、(1)の担当部局又はインターネットホームページ「奈良県地域創造部文

化財課ホームページ」にて交付します。

(3) 企画提案書等の提出

4の(2)により配布する募集要項に示すところによります。

(4) 説明会の開催、質問の受付

4の(2)により配布する募集要項に示すところによります。

5 受託者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによります。

6 受託者との契約

4の(2)により配布する募集要項に示すところによります。

7 奈良県公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注してください。

(1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

(2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定の届出を行うこと。

(3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

8 その他

(1) 本業務の提案への参加に係る費用は、参加者の負担とします。

(2) 提出された提案書等は返却しません。

(3) 本業務の詳細は、4の(2)により配布する募集要項に示すところによります。

(4) 本公募型プロポーザルは、提案書等を評価し、業務を委託する上で最も適した「受託者」を選ぶものであり、「企画提案そのもの」を選ぶものではありません。業務内容については、契約後改めて奈良県文化財課との協議のもと進めるものとします。